

ポイント

(独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更)
(漁業信用保険関係)

(変更理由)

第5期中期目標において「毎年度、保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて見直しを行うこと」とされており、令和5年12月20日に漁業信用保険料率算定委員会を開催し、各資金の保険料率水準を点検したところ、漁業近代化資金が見直し要件に該当したため、同委員会において保険料率見直しの検討を行った結果、以下のとおり変更することとした。

このため、「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書」の一部を別添新旧対照表のとおり変更したもの。

(変更内容)

漁業信用保険業務の保険料率（別表4関係）

○漁業近代化資金：総トン数 20トン以上の者：0.30%→0.17%

　その他の者（20トン未満）：0.22%→0.17%

○令和6年4月1日施行

独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書 新旧対照表

変更後			変更前																																																																	
第1章～第9章（略） 別表1～3（略） 別表4 漁業信用保険業務の保険料率 保証保険			第1章～第9章（略） 別表1～3（略） 別表4 漁業信用保険業務の保険料率 保証保険																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>中小漁業者等</th> <th>総トン数20トン以上の動力漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第2項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）を使用して漁業を営む者</th> <th>その他の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資金等種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>漁業近代化資金</u></td> <td><u>年0.17%（災害特例あり）</u></td> <td><u>年0.17%（災害特例あり）</u></td> </tr> <tr> <td><u>漁業経営改善促進資金</u></td> <td><u>年0.30%（災害特例あり）</u></td> <td><u>年0.22%（災害特例あり）</u></td> </tr> <tr> <td>沿岸漁業改善資金</td> <td>-</td> <td>年0.22%</td> </tr> <tr> <td>金融公庫資金</td> <td>年0.45%（災害特例あり）</td> <td>年0.22%（災害特例あり）</td> </tr> <tr> <td>公害防止資金及び災害資金</td> <td>年0.34%</td> <td>年0.34%</td> </tr> <tr> <td>経営維持資金</td> <td>年1.20%</td> <td>年1.20%</td> </tr> <tr> <td>生活資金</td> <td>年0.22%</td> <td>年0.22%</td> </tr> <tr> <td>事業資金</td> <td>年1.05%（災害特例あり）</td> <td>年0.77%（災害特例あり）</td> </tr> <tr> <td>漁協等保証債務</td> <td>年0.45%</td> <td>年0.22%</td> </tr> </tbody> </table>			中小漁業者等	総トン数20トン以上の動力漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第2項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）を使用して漁業を営む者	その他の者	資金等種類			<u>漁業近代化資金</u>	<u>年0.17%（災害特例あり）</u>	<u>年0.17%（災害特例あり）</u>	<u>漁業経営改善促進資金</u>	<u>年0.30%（災害特例あり）</u>	<u>年0.22%（災害特例あり）</u>	沿岸漁業改善資金	-	年0.22%	金融公庫資金	年0.45%（災害特例あり）	年0.22%（災害特例あり）	公害防止資金及び災害資金	年0.34%	年0.34%	経営維持資金	年1.20%	年1.20%	生活資金	年0.22%	年0.22%	事業資金	年1.05%（災害特例あり）	年0.77%（災害特例あり）	漁協等保証債務	年0.45%	年0.22%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>中小漁業者等</th> <th>総トン数20トン以上の動力漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第2項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）を使用して漁業を営む者</th> <th>その他の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資金等種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>漁業近代化資金及び漁業経営改善促進資金</u></td> <td><u>年0.30%（災害特例あり）</u></td> <td><u>年0.22%（災害特例あり）</u></td> </tr> <tr> <td>沿岸漁業改善資金</td> <td>-</td> <td>年0.22%</td> </tr> <tr> <td>金融公庫資金</td> <td>年0.45%（災害特例あり）</td> <td>年0.22%（災害特例あり）</td> </tr> <tr> <td>公害防止資金及び災害資金</td> <td>年0.34%</td> <td>年0.34%</td> </tr> <tr> <td>経営維持資金</td> <td>年1.20%</td> <td>年1.20%</td> </tr> <tr> <td>生活資金</td> <td>年0.22%</td> <td>年0.22%</td> </tr> <tr> <td>事業資金</td> <td>年1.05%（災害特例あり）</td> <td>年0.77%（災害特例あり）</td> </tr> <tr> <td>漁協等保証債務</td> <td>年0.45%</td> <td>年0.22%</td> </tr> </tbody> </table>			中小漁業者等	総トン数20トン以上の動力漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第2項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）を使用して漁業を営む者	その他の者	資金等種類			<u>漁業近代化資金及び漁業経営改善促進資金</u>	<u>年0.30%（災害特例あり）</u>	<u>年0.22%（災害特例あり）</u>	沿岸漁業改善資金	-	年0.22%	金融公庫資金	年0.45%（災害特例あり）	年0.22%（災害特例あり）	公害防止資金及び災害資金	年0.34%	年0.34%	経営維持資金	年1.20%	年1.20%	生活資金	年0.22%	年0.22%	事業資金	年1.05%（災害特例あり）	年0.77%（災害特例あり）	漁協等保証債務	年0.45%	年0.22%
中小漁業者等	総トン数20トン以上の動力漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第2項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）を使用して漁業を営む者	その他の者																																																																		
資金等種類																																																																				
<u>漁業近代化資金</u>	<u>年0.17%（災害特例あり）</u>	<u>年0.17%（災害特例あり）</u>																																																																		
<u>漁業経営改善促進資金</u>	<u>年0.30%（災害特例あり）</u>	<u>年0.22%（災害特例あり）</u>																																																																		
沿岸漁業改善資金	-	年0.22%																																																																		
金融公庫資金	年0.45%（災害特例あり）	年0.22%（災害特例あり）																																																																		
公害防止資金及び災害資金	年0.34%	年0.34%																																																																		
経営維持資金	年1.20%	年1.20%																																																																		
生活資金	年0.22%	年0.22%																																																																		
事業資金	年1.05%（災害特例あり）	年0.77%（災害特例あり）																																																																		
漁協等保証債務	年0.45%	年0.22%																																																																		
中小漁業者等	総トン数20トン以上の動力漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第2項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）を使用して漁業を営む者	その他の者																																																																		
資金等種類																																																																				
<u>漁業近代化資金及び漁業経営改善促進資金</u>	<u>年0.30%（災害特例あり）</u>	<u>年0.22%（災害特例あり）</u>																																																																		
沿岸漁業改善資金	-	年0.22%																																																																		
金融公庫資金	年0.45%（災害特例あり）	年0.22%（災害特例あり）																																																																		
公害防止資金及び災害資金	年0.34%	年0.34%																																																																		
経営維持資金	年1.20%	年1.20%																																																																		
生活資金	年0.22%	年0.22%																																																																		
事業資金	年1.05%（災害特例あり）	年0.77%（災害特例あり）																																																																		
漁協等保証債務	年0.45%	年0.22%																																																																		
融資保険（略） (注)（略） 別表5・6（略）			融資保険（略） (注)（略） 別表5・6（略）																																																																	

附 則

- 1 この業務方法書の変更は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 別表4の変更の適用前に成立している保険関係に係る保険料率については、なお従前の例による。